

事 務 連 絡
令 和 2 年 8 月 2 8 日

(公 社) 日 本 薬 剤 師 会
日 本 チェーンドラッグストア協会
(一 社) 日 本 保 険 薬 局 協 会
(一 社) 全 国 スーパーマーケット協会
(一 社) 日 本 スーパーマーケット協会
(一 社) 日 本 ショッピングセンター協会
(一 社) 日 本 フランチャイズチェーン協会
(一 社) 日 本 ボランティアチェーン協会
(一 社) 日 本 専 門 店 協 会
日 本 チェーンストア協会
(一 社) 日 本 百 貨 店 協 会
(公 社) 日 本 通 信 販 売 協 会
酒 類 業 中 央 団 体 連 絡 協 議 会

御中

厚 生 労 働 省 医 政 局 経 済 課
経 済 産 業 省 商 務 ・ サ ー ビ ス グ ル ー プ ・ 製 造 産 業 局
国 税 庁 課 税 部 酒 税 課

マスク及びアルコール消毒製品の転売規制の解除について

衛生用品の安定供給については、平素より多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
また、今般の新型コロナウイルスに関連した感染症対策につきましても、多大な御協力を
いただいております。ありがとうございます。

政府としては、新型コロナウイルス感染拡大に伴って、マスク及びアルコール消毒製品の
需給が逼迫する中、高額転売が横行していたことを踏まえ、国民の生活の安定を確保する観
点から、国民生活安定緊急措置法施行令により、転売行為を禁止する措置を講じてきまし
たが、今般、これらの製品の供給量が一定程度改善し、市中での購入が可能な状況となっ
ていること等から、規制の解除を行うこととしました。

つきましては、貴協会等におかれては、傘下の企業等に対し、下記について周知いた
だくとともに、傘下の企業等からお問合せがあった場合、相談対応等に応じていただ
くよう、お願いいたします。

記

1. マスク及びアルコール消毒製品の需給が逼迫する中、高額転売が横行していたことを踏まえ、国民の生活の安定を確保する観点から、令和2年3月15日からマスク、5月26日からアルコール消毒製品について、国民生活安定緊急措置法施行令により、転売行為を禁止する措置を講じてきました。

本措置は、法律上「事態克服に必要な限度を超えてはならない」とされているところ、現在、マスク及びアルコール消毒製品については、既に市場で入手できる状況になってきていることから、国民生活安定緊急措置法施行令を改正し、8月29日（土曜日）からマスク及びアルコール消毒製品の転売規制を解除することとしました（別添資料御参照）。

2. 引き続き、マスク及びアルコール消毒製品について、製造販売業者や卸売販売業者が分割納入等を実施する場合には御協力いただき、市場においてこれらの製品が不足している場合には製造販売業者や卸売販売業者に対する過剰な発注を控えるなど、需給の状況に応じた適切な仕入れや販売を行い、これらの製品の安定的な供給の確保に御協力いただくよう、お願いいたします。

本事務連絡についての担当者連絡先
経済産業省商務・サービスグループ
消費・流通政策課

TEL 03(3501)1511 内線 4161
03(3501)1708（夜間直通）
FAX 03(3501)6204

消費経済企画室
TEL 03(3501)1511 内線 4281
03(3501)1905（夜間直通）
FAX 03(3501)9227

ヘルスケア産業課医療・福祉機器産業室
TEL 03(3501)1511 内線 4051
03(3501)1562（夜間直通）
FAX 03(3501)6794

経済産業省製造産業局
素材産業課

TEL 03(3501)1511 内線 3731
03(3501)2757 (夜間直通)
FAX 03(3580)6348

厚生労働省医政局経済課
TEL 03(5253)1111 内線 2527
FAX 03(3507)9041

国税庁課税部酒税課
TEL 03(3581)4161 内線 3736、3392
FAX 03(3593)0406